

## 分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成 31 年 2 月 26 日（火）18：30～

場所：島松公民館集会室

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・北口 大輔（同主事）・宮腰  
侑希（同主事）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（4 5 分）
- 3 質疑応答（1 5 分）
- 4 閉 会

### ～議事要旨～

#### 3 質疑応答

市民 A：粗大ごみとして出せないものの L 字型ソファやバスケットゴールなどを切断して収集する基準を満たせば収集は可能なのでしょうか。

北口主事：収集しないものの基準である最大の辺または径が 2m 以内のもの、重量が 80kg 以内のもの、体積が 2 m<sup>3</sup>以内のもの、スプリングが入っているもので短辺が 1m50cm 以内のものは切断をしていただければ収集します。お話いただいた品目については、あくまで粗大ごみとして出せないものであって、ごみ処理場への持ち込むことはできますので、そういったところもご利用していただければと思います。

市民 A：粗大ごみの重さの定義ですが、サイドボードやダンスなど一概に重さが、特にお年寄りの方は分からないと思います。大まかな重さを伝えればよろしいのでしょうか。

北口主事：細かい重量については分からないと思います。そのため、重量については大まかに言っていただいて構いません。こちらから素材や大きさを聞き取りして、重さをある程度把握した上で収集したいと考えております。また重量が 80kg 以内のものを収集しますが、実際 81kg だったら収集しないのか、と言いますとそれは収集します。100kg や 120kg といった明らかに重量が超えているものでない限り収集したいと考えております。

市民 B：重さについては大まかに言えば大丈夫なんですね。

北口主事：重量については大まかに言っていただいて構いません。1kg 単位まで細かい重さを把握するのは難しいと思います。こちらからも素材や大きさを聞き取りした上で、重さについては判断したいと考えておりますので、そこについては大丈夫です。

市民 C: 具合が悪いと粗大ごみが持てない。そういった場合はどうすれば良いですか。

北口主事: おっしゃるとおり、粗大ごみ自体が持てない、ごみを出す場所まで持っていけないなどあるかと思えます。現在道路に面した場所までごみを出してもらっていますが、4月からの粗大ごみを運用していった結果、いろいろな問題点が出てくると思えます。その上で今後、玄関先での収集や宅内での収集も検討していきたいとは思っております。ただ、道路に面した場所までごみを出さないと収集しませんので、ご本人が難しい場合は家族や親族、友人などに協力してもらい出していただければと思います。

市民 D: タンスや食器棚など2つ3つに分かれているものがありますが、その場合は1つにつき1枚のごみ処理券を貼るのでしょうか。

北口主事: 組み合わせて1つになるものについては1つの商品として1枚のごみ処理券で出すことができます。

高橋主査: セパレート式のタイプのもので使用するときには1つになるものについては、100円のごみ処理券で大丈夫です。ダイニングセットで言うとテーブルと椅子が分離していますのでそれぞれに100円のごみ処理券が必要になります。あくまで使用するときには物として1個かどうかの考え方になります。

市民 D: 粗大ごみで一番高い料金は900円ということでしょうか。

高橋主査: 1個あたり一番高いもので900円となります。

市民 E: ダンボールや新聞紙で汚れているものや濡れているものがある場合は燃やせるごみに入れてもよろしいのでしょうか。

北口主事: 燃やせるごみとしても回収できます。ダンボールや新聞紙は資源物としてリサイクル出来るものになりますので、きれいなものや濡れているものについては資源物として出していただきたいと思えます。汚れているものはリサイクルできませんので燃やせるごみとして出してください。

市民 E: ダンボールで潰れているものや汚れがあるものは回収しないと思うが、どれくらいの汚れであれば回収しますか。

北口主事: ペンキなどであまりにも汚れているものでない限りは、資源物として収集いたします。

高橋主査: 燃やせるごみ袋は、手数料がお支払いいただいて有料で購入しているものになります。資源物は指定の袋はなく無料で収集しているものですので、リサイクル出来るものはリサイクルしていただければ皆様の負担も抑えられるかと思えます。そのため、きれいな資源物まで燃やせるごみ袋には入れない

ようにしていただきたいです。

市民 F：タンスが上下に分かれるものをそれぞれ排出場所に持っていく場合、上下部分を重ねて置かなければならないのか。

北口主事：重ねて置かなくても大丈夫です。申込の際に品目を聞き取りいたしますので、収集時に申込の品目が合致していれば収集いたします。

高橋主査：物によっては自宅から出すときにバラバラにしないと出せないものもあるかと思います。申込の時にバラバラにしてから出したいと伝えていただければ、こちらから束ねて出してくださいといったご案内をさせていただきます。

市民 G：焼却施設はどのくらいの規模なのでしょうか。

山本課長：恵庭市単独での施設になります。南空知さんなど広域で管理している焼却施設は処理能力として大体日あたり 200 t、恵庭市は日あたり 56 t の規模のため、焼却施設の規模としては他の自治体と比べると小さいです。焼却施設は平成 14 年に休止し、環境への負荷等問題があり、燃やせるものは燃やす、燃やせないものは埋めるという適正な処理をするという話になった中で、広域での焼却施設の建設を検討して参りましたが、広域は断念したところがあります。しかし、恵庭市としても燃やせるものは燃やし減量化を図る、最終処分場も延命化をしていくと判断したことから、恵庭市単独で焼却施設を建設した経緯です。

市民 G：今後また同じような施設を建てたら子供、孫世代への負担となるので、きちんとしたものを作ってほしい。もう建設は終わっているので、後戻りはできないと思うが焼却施設の中の機械くらいはきちんとしたメーカーでやってもらいたい。

山本課長：本日、焼却施設の計画担当は不在ですが、将来に対してのビジョンや危惧があり、適正な処理を進めるといったことを担当へ伝えたいと思います。

市民 H：分別が厳しくなったことで、今後不法投棄が増加すると思います。パトロールで巡回はしているとは思いますが、今まで以上に対策をしていただけますか。

山本課長：パトロールの重点地域を巡回していますが、おっしゃるとおり不法投棄の懸念がありますので、何らかの対応策については進めていきたいと考えております。

以上